

国際私法学会理事長選任手続規則

2017年6月3日理事会決定

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第21条第2項に従って行われる国際私法学会の理事長選任の手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:選挙の時期

理事長の選任は、理事が選任された定時総会の直後に開催される新理事による理事会において行う。ただし、理事長がその任期の途中で事故により職務を執行することができなくなった場合には、その直後に開催される理事会において、理事長の選任を行う。

第3条:理事長の選任における議長

理事長の選任に関する議案についての議長は、前任の理事長(その者が理事を退任している場合にはその出席を求める。)が議長をつとめ、その者が事故等により議長をつとめることができない場合は、監事であって、理事会に出席している者のうちの1名が議長をつとめる。いずれの監事も議長をつとめることができない場合には、理事の互選により議長を選任する。

第4条:投票の方法

1. 理事長の選任は、無記名の投票による。
2. 第1回の投票については、予め理事の氏名を列記した投票用紙に○を付す方法による。議長の判断により、再投票においても、同じ形式の用紙を用いることができる。

第5条:当選者の決定

1. 理事長選任の決定のための定足数及び議決は国際私法学会定款第21条1項及び2項に定めるところによる。
2. 第1回の投票において、過半数の票を得る者がなかったときは、上位得票者2名について再投票を行う。ただし、上位得票者が3名以上である場合は、そのうち年長者から順に2名を特定し、その2名について再投票を行い、上位得票者が2名であって、それぞれ投票総数の半数の票を得た場合は、年長者を当選者とする。
3. 再投票においては、上位得票者を当選者とする。両者の得票数が同数である場合は、年長者を当選者とする。
4. 前二項において、2名の生年月日が同一である場合には、くじ引きにより当選者を定める。

第6条:投票立会人

この規則による理事長選任については、監事であって、理事会に出席した者を投票立会人とする。

附則

1. この規則は、2017年6月4日から施行する。